

令和3年第5回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和3年5月31日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第5回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和3年5月31日（月） 午後1時30分 開会
午後2時25分 閉会

2 場 所 酒田市役所3階 第一委員会室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	鈴木 和 仁
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	村 上 千 景

4 説明者

出席	欠席	教 育 次 長	池 田 里 枝
出席	欠席	教 育 次 長	齋 藤 一 志
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	高 橋 浩 平
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	阿 部 周
出席	欠席	指 導 主 幹	五 十 嵐 敏 剛
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 聡
出席	欠席	図 書 館 長	岩 浪 勝 彦

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

◎ 開議

(鈴木教育長) ただいまより、令和3年第5回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

本日は、傍聴人1名の方から傍聴の申し出がありました。これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

◎ 会期

(鈴木教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(鈴木教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に岩間委員と渡部委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は岩間委員と渡部委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(鈴木教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。前回会議録の報告は、お手元の会議録の写しでご了承くださるようお願いいたします。

◎ 議事	報第 20 号	専決事項の報告について（酒田市光丘文庫長の任免）
	報第 21 号	専決事項の報告について（酒田市教育相談室運営委員会委員の委嘱）
	報第 22 号	専決事項の報告について（酒田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命）
	議第 22 号	酒田市小・中学校学区改編審議会委員の委嘱について
	議第 23 号	酒田市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について
	議第 24 号	酒田市社会教育委員の委嘱について
	議第 25 号	酒田市公民館運営審議会委員の委嘱について
	議第 26 号	酒田市文化芸術推進審議会委員の委嘱について
	議第 27 号	酒田市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

（鈴木教育長）次に日程第 4 議事に入ります。ここで発議いたします。議第 21 号と報告事項 14 は、これから市議会の議決を経るべき議案であること、報告事項 1 は職員の処分に係る案件であることから、酒田市教育委員会会議規則第 14 条に基づき、非公開としたいと思います。議第 21 号、報告事項 1 及び報告事項 14 を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

（鈴木委員長）ありがとうございます。出席議員の 3 分の 2 以上の賛成がありましたので、議第 21 号、報告事項 1 及び報告事項 14 は、非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案については、最後に審議及び報告を行います。

それでは、報第 20 号から報第 22 号 専決事項の報告についてを議題といたします。これについて一括して提案願います。

（企画管理課長）報第 20 号 専決事項の報告について（酒田市光丘文庫長の任免）から報第 22 号 専決事項の報告について（酒田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命）までの 3 件について、酒田市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により、報告し、承認を求めるものです。1 ページめくっていただけますでしょうか。専第 20 号をご覧ください。4 月から図書館専門員として勤務していた菊池裕基氏は、前職が健康福祉部長ですが、このたび新型コロナワクチン接種の準備で繁忙な健康課へ異動するため、図書館専門員兼光丘文庫長の職を解かれ、後任に八幡総合支所専門員の阿部博氏を任命するものです。発令は 5 月 1 日です。

続きまして報第 21 号 専決事項の報告について（酒田市教育相談室運営委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。2 枚めくっていただき、専第 21 号の別紙をご覧ください。酒田市教育相談室運営委員会は、酒田市教育相談室設置条例施行規則第 4

条により、委員15人以内で構成すると規定されております。同条第3項に、委員は酒田市小・中学校長会その他関係機関の推薦により教育委員会が委嘱すると規定されておりますので、各校長会から2名の推薦を受け、その他の委員については、教育委員会が依頼し、教育相談室運営委員会委員として、別紙記載の12名を委嘱しています。委嘱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。

次のページをお願いします。報第22号 専決事項の報告について（酒田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命）についてご説明いたします。2枚めくっていただき、専第22号の別紙をご覧ください。酒田市就学支援委員会は、酒田市就学支援委員会規則第3条により、委員15人以内で組織すると規定されております。同条第2項に委員の要件として、①関係医療機関の医師及び職員、②特別支援学級設置校校長、③特別支援学級担任教員、④教育委員会事務局職員、⑤教育委員会が必要と認めた者との5つの規定がございますので、関係団体等からの推薦、教育委員会からの依頼により、酒田市就学支援委員会委員として、別紙記載の14名を委嘱又は任命しています。期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。以上、3件について専決処分を行いましたのでご報告いたします。

（鈴木教育長） それでは、報第20号から報第22号の提案に対し、どちらからでも結構ですので、ご質問、ご意見はございませんか。

（鈴木教育長） それでは、ないようですので順次お諮りいたします。報第20号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（鈴木教育長） ご異議なしと認めます。よって、報第20号は提案のとおり承認されました。次に、報第21号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（鈴木教育長） ご異議なしと認めます。よって、報第21号は提案のとおり承認されました。次に、報第22号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、報第22号は提案のとおり承認されました。次に、議第22号 酒田市小・中学校学区改編審議会委員の委嘱について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議第22号 酒田市小・中学校学区改編審議会委員の委嘱についてご説明いたします。酒田市小中学校学区改編審議会条例第3条により、委員20人以内で組織する、同条第2項に委員の要件として、①市内小・中学校PTA代表、②識見を有する者と規定されております。現在12名の委員で構成されておりますが、このうちの7名が任期満了、非改選の5名については、今年の12月26日が任期満了でございます。今回改選の7名については、それぞれの団体から新たに推薦をいただいたものです。委嘱期間については、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間となります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ただ今の提案に対しまして、ご質問やご意見はございませんか。

(鈴木教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第22号 酒田市小・中学校学区改編審議会委員の委嘱について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第22号は提案のとおり決しました。次に、議第23号 酒田市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第23号 酒田市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。別紙のとおり、酒田市の青少年指導センター運営協議会委員の任期満了に伴いまして、14名中5名の方々が新任ということをお願いいたします。残り9名につきましては、再任ということをご了解を得たいと思っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

(鈴木教育長) ただ今の提案に対しまして、ご質問やご意見はございませんか。

(鈴木教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第23号 酒田市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第23号は提案のとおり決しました。次に、議第24号 酒田市社会教育委員の委嘱について から、議第26号 酒田市文化芸術推進審議会委員の委嘱について までを議題といたします。これについて一括して提案をお願いします。

(社会教育文化課長) 議第24号 酒田市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。2年間の任期満了に伴いまして、社会教育事業及び社会的課題についてご審議いただきます酒田市社会教育委員を改めて委嘱するものでございます。委員は各社会教育関係団体や、識見を有する方々13名でございます。このうち再任が5名、新任が8名でございます。任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日まででございます。

続きまして、議第25号 酒田市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。2年間の任期満了に伴いまして、中央公民館の運営及び事業についてご審議いただきます酒田市公民館運営審議会委員を、改めて委嘱するものでございます。委員は各利用団体や社会教育関係団体、識見を有する方々11名でございます。再任は5名、新任は6名となっております。任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までです。続きまして議第26号 酒田市文化芸術推進審議会委員の委嘱についてでございます。推薦団体であります酒田市小・中学校長会の改選に伴いまして、文化芸術に関する施策の推進に関する事を審議いたします酒田市文化芸術推進審議会委員として推薦されたことから、文化芸術基本法第37条及び酒田市文化芸術基本条例第20条の規定に基づき、委嘱するものでございます。委嘱期間は令和3年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。以上、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長) それでは議第24号から議第26号までの提案に対しまして、どちらからでも結構ですので、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

(鈴木教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。議第24号 酒田市社会教育委員の委嘱について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第24号は提案のとおり決しました。次に、議第25号 酒田市公民館運営審議会委員の委嘱について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第25号は提案のとおり決しました。次に、議第26号 酒田市文化芸術推進審議会委員の委嘱について を提案のとおり決

するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第26号は提案のとおり決しました。次に、議第27号 酒田市スポーツ推進審議会委員の委嘱について を議題といたします。これについて提案願います。

(スポーツ推進課長) 議第27号 酒田市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明いたします。酒田市スポーツ推進審議会委員の任期中の辞任に伴いまして、推薦団体、公益財団法人酒田市体育協会からの推薦により、齋藤隆氏をスポーツ推進審議会委員に委嘱するものです。委嘱期間は令和3年6月1日から令和5年3月31日までです。以上、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) ただ今の提案に対しまして、ご質問やご意見はございませんか。

(鈴木教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第27号 酒田市スポーツ推進審議会委員の委嘱について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第27号は提案のとおり決しました。

◎ 教育長報告

(鈴木教育長) 次に、日程第5 教育長の報告についてですが、今回私からの報告はございません。

◎ その他の報告

(鈴木教育長) 次に、日程第6 その他に入ります。報告事項1と報告事項14は非公開事項ですので、最後にご報告いたします。それでは、報告事項2から報告事項6については、担当課から説明がありますので、説明をお願いいたします。それでは、はじめに報告事項2から報告事項4までお願いいたします。

(社会教育文化課長) それでは、報告事項2 令和5年以降の成人式についてご報告いたします。本市の成人式につきましては、20歳を迎えた新成人に祝福と激励を送るとともに、大人としての自覚を促す機会として、市外在住者の参加しやすい日程に配慮し、

成人の日（1月の第2月曜日）の前日に各地区や市内企業から推薦された新成人から構成される実行委員会形式で運営してきております。民法の改正によりまして、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますけれども、成人式の在り方に関しては、法律による決まりはありませんので、令和5年以降の成人式の在り方について現在の実行員のメンバーからの意見の聴き取りや、2に記載の通り令和4年度に18歳、19歳、20歳になる市内在住の方と、その保護者の方々へアンケートを実施するなど、市民の意向を確認したところです。その結果、民法改正後の式典参加対象年齢につきましては、従来同様に20歳を対象年齢とした方が良いという意見が多数を占めたことから、令和5年以降の成人式につきまして名称を「酒田市成人式」から「酒田市二十歳を祝う成人の集い（仮称）」と名称を変更し、従来同様にその年に20歳になる方を対象年齢に実施するものでございます。ちなみに、先日山形県の調査がございましたが、今のところ県内で18歳を対象とした実施予定の市町村はないという実態になっております。報告事項2については以上です。

続きまして、報告事項3 酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正でございます。酒田市民会館設置管理条例施行規則の改正は、令和2年度から3年度の2カ年にかけて行いました市民会館の音響設備の改修に伴いまして、新しくなりました附属設備の使用料の単価の見直しを行うことと、使用料の納付について事務手続きの負担軽減を図るため、後納が出来るように条文の整備を図るものでございます。改正の内容でございますが、附属設備の使用料単価につきましては、これまで同様に取得価格の1/1000程度を基準といたしまして、さらには近隣の類似施設の単価を参考に調整いたしまして、バランスをとった単価として設定しております。今回の音響設備の改修により更新となる設備につきましても、これまでの使用料の設定の考え方を基に、別紙新旧対照表の別表第5条の関係のとおり、使用料を改訂するものでございます。使用料を後納することの出来る条文の整理に、第4条につきましては同じく別紙新旧対照表第4条使用料の部分をご覧ください。新しい規則におきましては、第4条に第2項、第3項を新設し、使用料を後納することが出来る特別の事由を明記するとともに、後納の承認を受けようとするときは、使用料後納申請書（様式第4号）の提出を義務付ける条文の整備を図っております。また、市民会館の場合、使用の変更、または取り消しをする場合は、規則上3日前までに申請書を提出しなければなりませんけれども、この度のコロナウイルス感染症に係る場合の変更につきましては、当日まで可能とするために、附則3として規定を新たに設けるものでございます。施行期日は令和3年7月1日からでございます。

報告事項4 アーティスト・イン・レジデンス事業の実施についてでございます。これまで文化芸術推進事業といたしまして、市内の小学校、中学校等へアウトリーチやワークショップ、講演などを行ってきつておりましたが、今年度につきましては国内を代表するアーティストが、酒田市に一定期間滞在し、地域の小学校へのアウトリーチやワークショップ、講演などを行うアーティスト・イン・レジデンス事業として充実を図っていきます。この事業を充実させることにより、学校や地域によって芸術に触れる機会に格差が生じないように、小学校を卒業するまでに1度は一流の芸術に触れる機会を

得られるよう、市内全ての小学校での実施を目指すものでございます。招聘アーティストは、2枚目の別紙のとおり山形交響楽団のソロ・コンサートマスターであります高橋和貴さんや、ショパン国際ピアノ・コンクールで入賞されている高橋多佳子さんらでございます。アウトリーチの対象につきましては、市内全小学校の5年生を対象にしております。ダンスにつきましては、酒田特別支援学校を予定しております。実施期間につきましては、8月末から10月末までアーティストが各小学校を訪問し、事業を実施する予定となっております。以上ご報告です。

(鈴木教育長) ただ今、報告事項3件ございました。どちらからでも結構ですので、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

(村上委員) 内容ではなくちょっと気になったことなのですが、成人式のアンケートの回答率が23%と25%ということだったのですが、これは何か理由があったのでしょうか。

(社会教育文化課長) 実は今回のアンケートは、スマホでのアンケートをさせていただきました。初めての試みでしたが、スマホでのアンケートが実際は不審なアンケートではないかという問い合わせがありまして、始めるにあたって周知が少し足らなかったのかなと反省しております。通常3割くらいはアンケートの回答あるのですけれども、今回のスマホに関しては少し低めのアンケート結果となりました。今後もアンケートをスマホでやっていきたいなというふうに考えておりますので、周知されれば不審がられずにご回答いただけるようになってくるのかなと考えております。

(村上委員) 分かりました。ありがとうございます。

(鈴木教育長) 他にございませんでしょうか。

(神田委員) スマホでアンケートを実施したというのをもう少し具体的に教えて頂きたいのですが、郵送でアンケート協力の依頼を出して、例えばこのQRコードを読み込んでアクセスして回答してくださいというようなそういう形ですか。

(社会教育文化課長) はい。ハガキで事前にQRコードをお送りさせていただきまして、それを読み込むと自動的にアンケートの部分に飛ぶのですが、ハガキには酒田市ということで記名はしているのですが、少し不審がられた経緯があります。

(神田委員) 酒田市のURLではないところへ行ってしまうというようなことですか。

(社会教育文化課長) 最初、iPhoneだとちゃんとしたところに飛んだのですが、i

Phone以外のスマホだと不具合が生まれて、そこで回答率が下がったのかなど。他の市町村の一覧と一緒に出るような形になっていたようです。初めてのことで市のDXと調整しながらやったのですが、最初不具合があったということです。

(神田委員) 分かりました。ありがとうございます。

(鈴木教育長) 他にございませんでしょうか。それでは、次に報告事項5についてお願いいたします。

(スポーツ振興課長) 報告事項5 東京2020オリンピック聖火リレーについてご報告いたします。6月7日月曜日の夕方に、東京2020オリンピック聖火リレーが開催されます。当日は、コース周辺とその枝道も交通規制の対象となります。交通規制についてですが、裏面をご覧ください。第9区間が18時24分、日和山の千石船前をスタートし、ゴールの山居倉庫には18時50分到着する予定です。交通規制時間については、17時40分から19時10分となっております。第10区間は19時33分公益文科大学前のバス停をスタートし、ゴールの飯森山公園に19時40分到着する予定です。交通規制時間については、18時55分から20時10分となっております。動員協力についてですが、コミ振、公益文科大生、職員の方、こちらには計156人と書いてありますが、日和山のミニセレブレーションが観客を入れないでやるということで、4名ほど少なくなって職員が32人になって計152人の体制になります。その他に、遊佐町、庄内町から協力を頂きます。業務内容については、聖火リレーのルート警備、イベント会場の日和山、飯森山公園の警備、それからランナーの集合場所、文化センターになりますけれどもそちらの方の警備、その他としてスタッフ等の駐車場の整理等が業務内容となります。聖火ランナーについては、第9区間が9人、第10区間が3人となっております。山形県の実行委員会の推薦枠として酒田市では2人選ばれております。長南こと美さんと1920年のアントワープオリンピックに出場した山形県初のオリンピックである茂木善作さんのひ孫にあたります茂木一寛さんが選ばれております。走行区間につきましては公表されておりますけれども、ランナーにつきましては5月26日の山形新聞で公表がされたようです。第10区間の最終ランナーは20人のサポートランナーと一緒に走ります。ミニセレブレーションについては、日和山公園で開催いたします。内容は、酒田地区消防音楽隊の演奏と副市長の挨拶になります。ミニセレブレーションについては、当初50人の観覧者を募集する予定でしたが、県の方のセレブレーションが観客を入れないでやるということになりましたので、同じく市で開催するミニセレブレーションについても無観客で実施することといたします。以上、ご報告申し上げます。

(鈴木教育長) ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(神田委員) 交通規制に関してですが、これは車道だけですか。歩道も含めて全てとめるということですか。

(スポーツ振興課長) 歩道は大丈夫です。ただ、あまり密集して観覧してもらいとまずいということで、警備の方で密集した場合は間隔開けて下さいとか、マスクしてなければマスクしてくださいとか、そういうような警備になります。出羽大橋から公益文科大に向かっての2車線だけが規制になります。大学から出羽大橋の方に行く方向については走行できます。ですから、公益文科大の校舎側は走行できます。ある程度渋滞はあるかもしれませんが。

(神田委員) ちょうど大学が18時45分に授業が終わるので、そこで足止めを食らわなくてもなんとか迂回すれば行けるということですね。あと、割と車よりも歩く学生が多いので歩く分には問題ない。ただ、ドミトリー側には渡れないということですね。

(スポーツ振興課長) ドミトリー側には渡れないです。

(神田委員) 分かりました。例えば、セブンイレブン側の信号に来ればぐるっと回ってドミトリー方面に行くことはできるのでしょうか。

(スポーツ推進課長) それは可能です。

(神田委員) 分かりました。これは大学には具体的にお知らせ頂いていましたか。こういうものを大学に貼っても大丈夫ですか。具体的にどこからどこが規制かかっているか詳細が十分に把握できていなかったの。横道までだめだというのはこれを見ないと分からない。

(スポーツ振興課長) 一応、警察関係とか消防、緊急車両、バス等には交通規制の通知等は出しておりますけれども、こちらからは直接大学に出していないので、組織委員会の方で出していないとなると、連絡不足の点があると思いますので確認いたします。

(神田委員) 場合によってはこれを共有しても構いませんか。

(スポーツ推進課長) はい。

(鈴木教育長) 他にございませんでしょうか。それでは次に進みます。ないようですので、次に報告事項6についてお願いいたします。

(図書館長) 報告事項6 図書館総合展「フォーラム in 酒田」の開催についてご報告い

たします。この図書館総合展は、国内最大の図書館関連業界の展示会であり、毎年度横浜で本展は開催されているもので、11月は本展の他、地方を会場に10月までに計4回開催されている地域フォーラムの第2回フォーラムについて6月26日と27日にミライニを会場として実施するものです。今回ミライニを会場とするのは、建物の完成から開館までの期間がこれだけ長いのは全国的にも珍しいということで、空の図書館スペースを活用して実施するものです。なお、今回はコロナ禍という状況を考慮して、県内の図書館関係者を除き、基本的にはオンラインでの開催となります。内容につきましては、現在調整中ではありますが、現在予定されている企画としましては、1つ目がパネルディスカッションとして4年前に酒田で実施した駅前再開発のパネルディスカッションでもコーディネーターを務めた青山学院大学の野末俊比古教授をコーディネーターとしてパネルディスカッションを予定しております。また、市内の高校生・大学生によるミライニや酒田の街の紹介を行うライブ中継ミライニを予定しております。この他に付帯企画として香港と酒田の高校生が英語で互いに街をオンラインで中継し、紹介し合う「高校生交流会 in English」を別日程で実施します。こちらの方は6月12日と7月か8月頃に実施の予定です。参加者につきましては、定員300名で現在図書館総合展のウェブサイト中で募集中となっております。私からは以上です。

(鈴木教育長) ただ今の報告についてご質問やご意見等ございませんでしょうか。

(岩間委員) 今募集中とのことですが、今時点でどれぐらいの申し込みがありますか。

(図書館長) こちらでまだそこまで把握していない状況で、図書館総合展の運営委員会の方に問い合わせればおそらく分かると思いますが、数までは抑えておりません。

(岩間委員) なかなか全国でも珍しい例ということで、高校生とか一般の方々にもお知らせと一緒に出来るようにしてもらえるといいのかなと思いました。よろしく願いいたします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。他にはございませんか。次に報告事項7から報告事項13までについては紙面での報告とさせて頂きたいと思いますが、担当課から補足の説明があればお願いします。

(工藤企画管理課長補佐) 報告事項7 酒田市人口統計、報告事項8 田沢小学校・南平田小学校統合準備委員会の設立に関連しまして、補足をさせていただきます。お手元にお配りしております教育人口統計ですが、令和3年5月1日時点の現在の学級編成状況、こちらに令和3年3月31日現在の住民基本台帳に基づく0歳児から6歳児の人口を加味した資料となっております。単純な足し算の統計ではございますけれども、将来を考えていく、見ていく上では参考になる数値ではないかと考えております。中身のご説明

は省かせて頂きますけれども、やはり少子化が進んでいる中、特に気になるのが川南地区の小学校の多くが今後複式学級化するというようなことが数字上で見込まれております。事務局としましては、川南地区全体の教育環境の在り方について、大きな課題として認識しているところでございます。続きまして、田沢小学校と南平田小学校の統合に関係してご報告します。昨年の11月に教育委員会で学校の配置について田沢小学校と南平田小学校を統合する方向で決定を頂きました。それを受けまして先月4月の16日に地域の方、学校関係者、そしてPTAの方々からお集まりを頂きまして、統合に向けまして本格的に準備をしていきたいと思いますというので、「統合準備委員会」こちらの方を設置させていただきました。これらの状況は、添付させていただきました学区改編だよりでございますが、平田地域の皆様に全戸配布をさせて頂き、地区に統合準備委員会で動きがありましたら地域の方にご報告をしつつ、来年の春に向けてしっかりと統合を進めていきたいと考えております。以上です。

(鈴木教育長)他に補足説明ございますか。

(鈴木教育長)ただ今、報告事項7から13まで補足説明ありましたが、ご質問等ございますでしょうか。

(渡部委員)報告事項の10と11の利用状況についてですが、数字を見ると昨年度はコロナ禍の影響で、相当利用者数が減っている状況にある。ということは、収入の方も同時に減っているのではないかなと思います。この収入減によって特に指定管理者になっている立場の方は、この大幅な収入減によって運営に支障を来しているところはないのかなと疑問があったので、少し説明をお願いします。

(社会教育文化課長)報告事項10の社会教育文化課所管施設について指定管理先は土門拳記念館と酒田市美術館、それから松山文化伝承館がございまして。その中で特に入場料収入が減って非常に経営が苦しいといったところは今のところありません。一番大きい光熱水費などが休館等で節約できたというのもありましたので、支援などの要望等は来ていない状況です。ただ、委員がご指摘の通り、やはり入館者数などはかなり落ちておりますので、今後工夫して入館者数を増やしていく考えは持っております。あと、土門拳記念館と酒田市美術館につきましましては、6月1日に財団が合併して新たな新財団として体制強化をしていくということになっております。土門拳記念館につきましましては、市の方で一定程度の収入減の部分で補助を出しております。

(スポーツ振興課長)スポーツ施設につきましましては、指定管理者に対する支援金ということで、具体的な資料は持ち合わせてなかったのですが、コロナ禍の影響で施設について休館を市の方からお願いした時期がございまして。この分については若干こちらの方で補填してあげているようなところはございまして。スキー場関係につきましましては、令和元年

度はほとんど雪が降らなかったのですが、令和2年度については増えているように、松山スキー場で739.1%、平田スキー場で3180.0%となっておりますけれども、平成30年度から比べればいずれについても減少しているような状況でございます。以上です。

(鈴木教育長) 他にございますでしょうか。ないようですので、報告事項は以上となります。それではこれから非公開の議案審議に入ります。傍聴者の退席を願います。

— 非公開 —

(鈴木教育長) 事務局より他に何かあればお願いします。

(鈴木教育長) 委員の皆さまから他にご意見等何かございますか。

(鈴木教育長) それでは、以上を持ちまして本日の日程は全て終了いたしましたので閉会いたします。ありがとうございます。